

令和 4 年

第 2 回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

赤穂市教育委員会

令和4年第2回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

- 資料1 赤穂市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則
新旧対照表
- 資料2 赤穂市立学校その他の教育機関に勤務する技能労務職員の勤務時間
に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

赤穂市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

下線は改正部分を示す。

現 行 規 則	改 正 規 則
<p>(職員)</p> <p>第4条 給食センターの職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } 略</p> <p>(5)</p> <p>(6) } } 略</p> <p>(7) }</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 所長は、教育長の命を受け所管の事務を所轄し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 略</p> <p>3 事務職員、栄養士、自動車運転手_____、調理員その他の職員は、上司の命を受け業務に従事する。</p>	<p>(職員)</p> <p>第4条 給食センターの職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } 略</p> <p>(5)</p> <p>(6) <u>作業員</u></p> <p>(7) } } 略</p> <p>(8) }</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 所長は、教育長の命を受け所管の事務を所轄し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 略</p> <p>3 事務職員、栄養士、自動車運転手、<u>作業員</u>、調理員その他の職員は、上司の命を受け業務に従事する。</p>

赤穂市立学校その他の教育機関に勤務する技能労務職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

下線は改正部分を示す。

現 行 規 則				改 正 規 則			
別表				別表			
区分	職種	勤務時間	休憩時間	区分	職種	勤務時間	休憩時間
1 略	略	略	略	1 略	略	略	略
2 給食センター	自動車運転手	午前8時から午後4時45分まで	1時間	2 給食センター	自動車運転手 作業員	午前7時30分から午後4時15分まで 午前8時から午後4時45分まで	1時間
3 略	略	略	略	3 略	略	略	略